

大分県報

令和二年
第一三二号
八月十八日

（火曜日）

目次

告示 示
日田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………
豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………
国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催……………
建築基準法に基づく公開による意見の聴取……………

○告示 示

大分県告示第四百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、日田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（日田都市計画区域マスタープラン）を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、日田市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登録する。

令和二年八月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 都市計画の種類
日田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（日田都市計画区域マスタープラン）
- 都市計画を定める土地の区域
日田都市計画区域
（区域は、別図のとおり）
- 公聴会の開催日時等

令和二年八月十八日

- 開催日時 令和二年九月十日（木） 午後七時から
開催場所 日田市役所 二階二〇一会議室
- 閲覧期間
令和二年八月十九日（水）から
令和二年九月二日（水）まで
- 公述申出期限
令和二年九月二日（水）まで
- 都市計画の案の閲覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
日田市田島二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課
公述申出書の配布及び受付場所
- 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
日田市田島二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課

大分県告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（豊後高田都市計画区域マスタープラン）を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、豊後高田市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登録する。

令和二年八月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 都市計画の種類
豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（豊後高田都市計画区域マスタープラン）
- 都市計画を定める土地の区域
豊後高田都市計画区域
（区域は、別図のとおり）
- 公聴会の開催日時等

大分県報（告示）

開催日時 令和二年九月十四日(月) 午後七時から
開催場所 豊後高田市役所 二階コスモスホール
四 閲覧期間

令和二年八月十九日(水) から
令和二年九月二日(水) まで
五 公述申出期限
令和二年九月二日(水) まで

六 都市計画の案の閲覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
豊後高田市是永町三十九番地三 豊後高田市建設課
七 公述申出書の配布及び受付場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
豊後高田市是永町三十九番地三 豊後高田市建設課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第四百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(国東都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。
規則第四条の規定により、国東市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年八月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(国東都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

国東都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年九月十六日(水) 午後七時から

開催場所 国東市役所 二階二〇一・二〇二会議室
四 閲覧期間

令和二年八月十九日(水) から
令和二年九月二日(水) まで
五 公述申出期限
令和二年九月二日(水) まで

六 都市計画の案の閲覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
国東市国東町鶴川一四九番地 国東市まちづくり推進課
七 公述申出書の配布及び受付場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
国東市国東町鶴川一四九番地 国東市まちづくり推進課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第四百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係があり、意見のある者は、出席して下さ

い。
令和二年八月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 意見の聴取を行う日時
令和二年九月三日(木) 午後六時から
二 意見の聴取を行う場所
国東市国東町鶴川千六番地三 (旧)平床漁村センター

三 意見の聴取を行う事項
第二種低層住居専用地域内において水産種苗施設を新築する件
四 建築主の住所及び氏名
大分市大手町三丁目一番一号

五 建築場所
大分県知事 広 瀬 勝 貞
国東市国東町鶴川千六番地一

六 建築の計画

- 1 構造 鉄筋コンクリート造一部木造 平屋建て
- 2 申請部分の延べ床面積 三、九四〇・五〇平方メートル

令和二年八月十八日

大分県報(告示)